

資料

平成28年12月15日開催
第7回美瑛町議会定例会資料

○条例の制定

議案第 1号 美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の制定について ----- 1～3

○条例の一部改正

議案第 2号 美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ----- 4～10

議案第 3号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について ----- 11～12

議案第 4号 美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について - 13～14

議案第 5号 証人等の費用弁償に関する条例の一部改正について ----- 15～16

議案第 6号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について ----- 17～18

議案第 7号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について ----- 19～20

議案第 8号 美瑛町税条例の一部改正について ----- 21～31

議案第 9号 美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正について ----- 32～33

議案第10号 美瑛町自然の村条例の一部改正について ----- 34～35

○団体営災害復旧事業応急工事計画書

議案第18～20号 農地災害復旧事業の施行について ----- 36～59

美瑛町ポケットスペースの設置及び管理に関する条例の制定要旨

1 制定の趣旨

美しい丘のまちで次代においても安心して暮らすことができる活気のある市街地を再生することを目指して整備した美瑛町ポケットスペース(以下「ポケットスペース」という。)の設置及び管理について、条例を制定するものです。

2 ポケットスペースの概要

ポケットスペースは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、本通り及び丸山通りに面して4箇所を整備し、これらは本通り及び丸山通り地区への誘客を促進し、交流人口の増加による中心市街地全体の活性化を図るための良質空間としての機能、地域コミュニティに負荷が少なく中心市街地への誘客を可能とする観光目的地としての機能及び新たなスタイルの市街地観光の拠点として、本町の真の魅力の発信と地域交流の推進を図るための機能を有しています。

また、福祉施策と調和した街路空間のバリアフリー化の推進、歩行時における休息の場や人びとの語らいの場としての利用、本町らしい開放的で潤いのある街並み空間の形成及び維持、まち歩きが楽しくなる街路空間の創造といった役割を有しています。

3 ポケットスペースの名称及び位置

名称	位置
本通りポケットスペース	美瑛町栄町1丁目2番
丸山通りポケットスペース	美瑛町栄町2丁目1番
本町ポケットスペース	美瑛町本町1丁目7番
西町ポケットスペース	美瑛町西町1丁目7番

4 ポケットスペースの管理

町が管理する。

5 制定概要

第1条（目的）

ポケットスペースの設置及び管理について必要な事項を定めることを規定する。

第2条（設置）

ポケットスペースの名称及び位置について規定する。

第3条（行為の禁止）

ポケットスペースにおける行為の禁止について規定する。

第4条（利用禁止又は制限）

ポケットスペースにおける利用禁止又は制限について規定する。

第5条（占用の許可等）

ポケットスペースにおける占用の許可等について規定する。

第6条（行為の制限）

- ・ ポケットスペースにおける行為の制限及び許可等について規定する。

第7条（使用料）

第5条又は前条の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）が納める使用料について規定する。

第8条（使用料の減免）

ポケットスペースにおける使用料の減免について規定する。

第9条（使用料の返還）

ポケットスペースにおける使用料の返還について規定する。

第10条（許可の取消し等）

ポケットスペースにおける許可の取消し等について規定する。

第11条（目的外使用等の禁止）

ポケットスペースにおける目的外使用の禁止について規定する。

第12条（原状回復）

ポケットスペースにおける使用者の原状回復等について規定する。

第13条（取消し等による損害の責任）

ポケットスペースにおける許可の取消し等によって使用者に生じた損害について、町はその責任を負わない旨を規定する。

第14条（損害の賠償）

ポケットスペースにおける損害の賠償について規定する。

第15条（施行規定）

本条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める旨を規定する。

附則第1項（施行期日）

本条例の施行期日について規定する。

附則第2項（準備行為）

事前の使用手続き、その他必要な準備行為は、本条例の施行日前においても行うことができる旨を規定する。

6 施行期日

平成29年4月1日

美瑛町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正要旨

平成28年8月の人事院勧告における育児休業法改正の意見の申出及び勤務時間法の勧告に準拠し、介護休暇の分割・介護時間の新設及び育児休業等に係る子の範囲の拡大について改正する。

○改正概要

第1条（第8条の3～第16条関係〈平成29年1月1日施行〉）

- （1）介護休暇の分割（3回まで可能）
- （2）介護時間の新設（最長連続3年、1日2時間まで）
- （3）育児休業等に係る子の範囲の拡大（特別養子縁組の監護期間中の子等を追加）

第2条（第8条の3関係〈平成29年4月1日施行〉）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による「養子縁組里親」の法定化に伴い改正

新	旧
<p>第1条～第8条の2 【略】</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>要介護者</u>を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立につ</p>	<p>第1条～第8条の2 【略】</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する<u>日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子_____</p>

新	旧
<p>いて家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者 _____（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 【略】</p> <p>第8条の4 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者 _____ を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者 _____（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時まで</p>	<p>_____を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 【略】</p> <p>第8条の4 【略】</p> <p>2～3 【略】</p> <p>4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則で定めるところにより、要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時まで</p>

新	旧
<p>の間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>第9条～第10条 【略】</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。</p> <p>第12条～第14条 【略】</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、<u>3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u></p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>指定期間</u></p> <hr/> <p><u> </u>内において必要と認められる期間とする。</p>	<p>の間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>5 【略】</p> <p>第9条～第10条 【略】</p> <p>第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。</p> <p>第12条～第14条 【略】</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が_____配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u> </u>勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、<u>前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。</u></p>

新	旧
<p>3 【略】 <u>（介護時間）</u> 第15条の2 <u>介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</u> 2 <u>介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u> 3 <u>介護時間については、給与条例第12条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条例第16条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額する。</u> <u>（病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間の承認）</u> 第16条 <u>病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）、介護休暇及び介護時間については、任命権者の承認を受けなければならない。</u> 第17条～第18条 【略】</p>	<p>3 【略】</p> <p><u>（病気休暇、特別休暇及び介護休暇_____の承認）</u> 第16条 <u>病気休暇、特別休暇（規則で定めるものを除く。）及び介護休暇_____については、任命権者の承認を受けなければならない。</u> 第17条～第18条 【略】</p>

新	旧
<p>第1条～第8条の2 【略】</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する<u>養子縁組里親</u>である職員に委託されている児童</p> <p>_____その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請</p>	<p>第1条～第8条の2 【略】</p> <p>第8条の3 任命権者は、次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する<u>里親</u> _____ である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって<u>養親となることを希望している者</u>その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第3項において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</p> <p>(2) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって規則で定めるもの</p> <p>2 前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員が、規則の定めるところにより、その子（民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請</p>

新	旧
<p>求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する<u>養子縁組里親</u>である職員に委託されている児童</p> <hr/> <p>_____その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 【略】 第8条の4～第18条 【略】</p>	<p>求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1項に規定する<u>里親</u>_____である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者_____その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条及び次条において同じ。）を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。</p> <p>3 【略】 第8条の4～第18条 【略】</p>

美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
要旨

1 改正要旨

平成28年11月21日に開催された美瑛町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬額を改正するため本条例の一部を改正するもの。

2 改正概要

議会議員の報酬額を次のとおり改正する。

	報酬	
	改正前	改正後
議長	月額 278,000円	月額 300,000円
副議長	月額 220,000円	月額 240,000円
常任委員会委員長	月額 191,000円	月額 210,000円
議会運営委員会委員長	月額 191,000円	月額 210,000円
議員	月額 181,000円	月額 200,000円

3 施行期日

平成29年4月1日

○美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

平成28年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 (報酬)</p> <p>第2条 議会議員の報酬は次のとおりとする。 議長 月額 <u>300,000円</u> 副議長 月額 <u>240,000円</u> 常任委員会委員長 月額 <u>210,000円</u> 議会運営委員会委員長 月額 <u>210,000円</u> 議員 月額 <u>200,000円</u></p> <p>2～5 【略】</p> <p>第3条～第5条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 (報酬)</p> <p>第2条 議会議員の報酬は次のとおりとする。 議長 月額 <u>278,000円</u> 副議長 月額 <u>220,000円</u> 常任委員会委員長 月額 <u>191,000円</u> 議会運営委員会委員長 月額 <u>191,000円</u> 議員 月額 <u>181,000円</u></p> <p>2～5 【略】</p> <p>第3条～第5条 【略】</p>

美瑛町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正要旨

1 改正要旨

平成28年11月21日に開催された美瑛町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職の職員で非常勤のものの報酬額を改正するため本条例の一部を改正するもの。

2 改正概要

別表第1の報酬額を次のとおり改正（改正となる職のみ抜粋）

職名		報酬	
		改正前	改正後
教育委員会	委員	月額 34,000 円	月額 36,000 円
選挙管理委員会	委員長	月額 34,000 円	月額 36,000 円
	委員	月額 20,000 円	月額 26,000 円
農業委員会	会長	月額 72,000 円	月額 75,000 円
	会長代理	月額 46,000 円	月額 50,000 円
	委員	月額 39,000 円	月額 45,000 円
監査委員	知識経験	月額 77,000 円	月額 79,000 円
固定資産評価審査委員会委員・固定資産評価補助員・社会教育委員・専門委員・条例で定める委員その他構成員	職務に従事する時間が4時間を超える場合	月額 6,000 円	月額 7,000 円
	職務に従事する時間が4時間以下の場合	月額 4,000 円	月額 4,500 円

3 施行期日

平成29年4月1日

新			旧		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
職名		報酬	職名		報酬
教育委員会	委員	月額 36,000円	教育委員会	委員	月額 34,000円
選挙管理委員会	委員長	月額 36,000円	選挙管理委員会	委員長	月額 34,000円
	委員	月額 26,000円		委員	月額 20,000円
農業委員会	会長	月額 75,000円	農業委員会	会長	月額 72,000円
	会長代理	月額 50,000円		会長代理	月額 46,000円
	委員	月額 45,000円		委員	月額 39,000円
監査委員	知識経験	月額 79,000円	監査委員	知識経験	月額 77,000円
	議会	月額 56,000円		議会	月額 56,000円
固定資産評価審査委員会委員・固定資産評価補助員・社会教育委員・専門委員・条例で定める委員その他構成員		職務に従事する時間が4時間を超える場合 日額 7,000円 職務に従事する時間が4時間以下の場合 日額 4,500円	固定資産評価審査委員会委員・固定資産評価補助員・社会教育委員・専門委員・条例で定める委員その他構成員		職務に従事する時間が4時間を超える場合 日額 6,000円 職務に従事する時間が4時間以下の場合 日額 4,000円
選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額	選挙長		国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に定める額
投票所の投票管理者・期日前投票所の投票管理者・開票管理者			投票所の投票管理者・期日前投票所の投票管理者・開票管理者		
投票所の投票立会人・期日前投票所の投票立会人・開票立会人・選挙立会人			投票所の投票立会人・期日前投票所の投票立会人・開票立会人・選挙立会人		
嘱託医・その他非常勤の特別職		町長が定める額	嘱託医・その他非常勤の特別職		町長が定める額

証人等の費用弁償に関する条例の一部改正要旨

1 改正要旨

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、条の移動が生じたため「第29条第4項」を「第35条第4項」に改正するものです。

2 施行期日

公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

【参考】農業委員会等に関する法律 第35条抜粋

（報告、調査等）

第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 第1項の規定による農業委員会の求めにより出頭した者に対しては、条例の定めるところにより、旅費を支給しなければならない。

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第35条第4項</u>の規定に基づき、美瑛町議会、美瑛町選挙管理委員会等の求めにより出頭又は公聴会に参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 【略】</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第207条、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項及び農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第29条第4項</u>の規定に基づき、美瑛町議会、美瑛町選挙管理委員会等の求めにより出頭又は公聴会に参加した者（以下「証人等」という。）の費用弁償に関して必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 【略】</p>

美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正要旨

平成28年11月21日に開催された美瑛町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、特別職の給料額を改正するため本条例の一部を改正するもの。

2 改正概要

別表第1の給料額を次のとおり改正

職名	給料月額	
	改正前	改正後
町長	780,000円	810,000円
副町長	622,000円	640,000円

3 施行期日

平成29年4月1日

○美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表

平成28年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新		旧	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
職名	給料月額	職名	給料月額
町長	810,000円	町長	780,000円
副町長	640,000円	副町長	622,000円

美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正要旨

1 改正要旨

平成28年11月21日に開催された美瑛町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、教育長の給料額を改正するため本条例の一部を改正するもの。

2 改正概要

教育長の給料月額を「560,000円」から「600,000円」に改正する。

3 施行期日

平成29年4月1日

○美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例 新旧対照表

平成28年12月15日
第7回美瑛町議会定例会資料

新	旧
<p>第1条 【略】 第2条 教育長の給料は、月額<u>600,000円</u>とする。 2～5 【略】 第3条～第6条 【略】</p>	<p>第1条 【略】 第2条 教育長の給料は、月額<u>560,000円</u>とする。 2～5 【略】 第3条～第6条 【略】</p>

美瑛町税条例の一部を改正する条例要旨

1 改正の趣旨

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）が平成28年3月31日に公布されたこと、また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）が平成28年5月25日に公布され、法律と同日から施行されたことにより、本条例を一部改正する。

2 改正の概要

- ① 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例について新規追加を行うもの

（附則第20条の4）

平成29年1月1日から施行

- ② その他

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）の施行に伴う条文の整備を行うもの

（附則第20条の5及び6）

平成29年1月1日から施行

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>第1条～第151条 【略】 附則 第1条～第20条の3 【略】 <u>（特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</u> 第20条の4 <u>所得割の納税義務者が支払いを受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号。以下「外国居住者等所得相互免除法」という。）第8条第2項に規定する特例適用利子等、外国居住者等所得相互免除法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第2項に規定する特例適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第2項（外国居住者等所得相互免除法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この項において「特例適用利子等の額」という。）に対し、特例適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u> <u>（1）第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」とする。</u></p>	<p>第1条～第151条 【略】 附則 第1条～第20条の3 【略】</p>

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第10項（同法第11条第8項及び第15条第14項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象利子に係る利子所得の金額、同法第7条第12項（同法第11条第9項及び第15条第15項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象収益分配に係る配当所得の金額、同法第7条第16項（同法第11条第11項及び第15条第17項において準用する場合を含む。）に規定する特定対象懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同法第7条第18項（同法</u></p>	

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>第11条第12項及び第15条第18項において準用する場合を含む。)に規定する特定対象給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する特例適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき外国居住者等所得相互免除法第8条第4項に規定する特例適用配当等、外国居住者等所得相互免除法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は外国居住者等所得相互免除法第16条第3項に規定する特例適用配当等（次項において「特例適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該特例適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の外国居住者等所得相互免除法第8条第4項（外国居住者等所得相互免除法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この項において「特例適用配当等の額」という。）に対し、特例適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</p> <p>4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の</p>	

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p><u>翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものに限り、その時までに提出された第36条の3第1項に規定する確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）に限り、適用する。</u></p> <p>5 <u>第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」とする。</u></p> <p>(2) <u>第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第20条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。</u></p> <p>(3) <u>第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所</u></p>	

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p><u>得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第7条第14項（同法第11条第10項及び第15条第16項において準用する場合を含む。）に規定する申告不要特定対象配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</u></p> <p>（4） 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項後段に規定する特例適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p><u>第20条の5</u> 所得割の納税義務者が支払いを受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合に</p>	<p>旧</p> <p>（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p><u>第20条の4</u> 所得割の納税義務者が支払いを受けるべき租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合に</p>

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>は、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「<u>総所得金額、附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、「若しく</p>	<p>は、その適用後の金額）に100分の5の税率から<u>同法</u> <u>第3条の2の2第1項に規定する限度税率（第3項において「限度税率」という。）を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率（当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率）を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</u></p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「<u>総所得金額、附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」とする。</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは、「<u>所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」とする。</p> <p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額</u>」と、「若しく</p>

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補填金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の5第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、同条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た額に5分の3を乗じて得た額（当該納税義務者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合に</p>	<p>は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約等実施特例法</p> <p style="text-align: right;">第3条の</p> <p>2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法</p> <p style="text-align: right;">第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の</p> <p>額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5の税率から限度税率を控除して得た額に5分の3を乗じて得た額（当該納税義務者が同法</p> <p style="text-align: right;">第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合に</p>

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>は、100分の3の税率) を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</p>	<p>は、100分の3の税率) を乗じて計算した金額に相当する町民税の所得割を課する。</p>
<p>4 【略】</p>	<p>4 【略】</p>
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>
<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額</u>」とする。</p>	<p>(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに<u>附則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額</u>」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額の合計額</u>」と</p>	<p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の4第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、<u>附則第7条第1項、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額並びに附則第20条の4第3項</u>の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「<u>所得割の額及び附則第20条の4第3項</u>の規定による町民税の所得割の額の合計額」と、<u>第34条の9第1項中「第34条第4項</u>」とあるのは「<u>附則第20条の4第4項</u>」とする。</p>
<p>する。</p>	<p>とする。</p>
<p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額</u>」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若</p>	<p>(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は<u>附則第20条の4第3項</u>に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若</p>

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額若しくは配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の5第3項後段に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の5第3項後段の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の5第3項前段に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律</p>	<p>しくは租税条約等実施特例法</p> <p style="text-align: right;">第3</p> <p>条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る利子所得の金額又は配当所得の金額」とする。</p> <p>(4) 附則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項」に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項」の規定による町民税の所得割の額」とする。</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第34条の9の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第20条の4第3項」に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律</p>

改正（美瑛町税条例（昭和47年美瑛町条例第12号）

新	旧
<p>第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（保険料に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p><u>第20条の6</u> 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。</p>	<p>第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当額を課されたとき、又は第33条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>（保険料に係る個人の町民税の課税の特例）</p> <p><u>第20条の5</u> 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約等実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「若しくは医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額若しくは社会保険料控除額」と読み替えるものとする。</p>

美瑛町農業委員会委員定数条例の一部改正要旨

1 改正要旨

農業委員の選出については、これまで選挙制と市町村長の選任制を併用した制度により選出されていましたが、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことにより、全ての農業委員について市長村長が議会の同意を得て任命する制度となったため、これに伴う文言及び所要の規定を整備するものです。

2 改正概要

本則中の文言を改正

- ①農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、条の移動が生じたため「第7条」を「第8条第2項」に改正
- ②選挙による委員選出が撤廃されたため「選挙による」を削除
- ③委員の定数を「10名」から「15名」に改正

3 施行期日

公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

新	旧
<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第8条第2項</u>の規定による本町農業委員会の<u> </u>委員の定数は、<u>15</u>人とする。</p>	<p>農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）<u>第7条</u><u> </u>の規定による本町農業委員会の<u>選挙による</u>委員の定数は、<u>10</u>人とする。</p>

美瑛町自然の村条例の一部改正要旨

1 改正要旨

美瑛町自然の村は、平成2年の開設以来、自然に親しむレクリエーションの場として多くの方に利用されていますが、平成17年度の三位一体改革に伴う地方財政の全面的な見直しによる使用料の増額改正以降、利用者は減少してきています。

今回の一部改正については、ファミリー層が利用しやすい料金体系に改正することで近郊の同様施設との差別化を図り、当施設における今後の利用促進をはかるものです。

2 改正概要

別表を次のとおり改正

- ①「一泊」を「1泊」に改正
- ②ケビン使用料のうち、1泊1棟の使用料「6,500円」を「5,400円」に改正
- ③ケビン使用料のうち、一泊1人の料金を削除
- ④備考4のケビン1棟を使用する際の算定方法を削除
- ⑤備考に日帰りの時間帯及びシーツ洗濯料についての記載を追加

3 施行期日

平成29年4月1日

新			旧		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
区分	使用料		区分	使用料	
	単位	金額		単位	金額
ケビン	1泊1棟につき	5,400円	ケビン	1泊1棟につき	6,500円
貸テント	1泊1張につき	400円	ケビン	1泊1人につき	600円
キャンプ場(宿泊)	大人1人につき	400円	貸テント	1泊1張につき	400円
	小人1人につき	200円	キャンプ場(宿泊)	大人1人につき	400円
キャンプ場(日帰り)	大人1人につき	300円	キャンプ場(宿泊)	小人1人につき	200円
	小人1人につき	150円	キャンプ場(日帰り)	大人1人につき	300円
	小人1人につき	150円	キャンプ場(日帰り)	小人1人につき	150円

備考

- 1 宿泊は、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 2 日帰りは、午前9時から午後4時までとする。
- 3 小人とは、小学生以下とする。
- 4 3歳未満は、無料とする。
- 5 シーツ洗濯料を別途徴収するものとする。

備考

- 1 宿泊は、午後1時から翌日午前10時までとする。
- 2 小人とは、小学生以下とする。
- 3 3歳未満は、無料とする。
- 4 ケビン1棟を使用する場合における使用料は、次の算式により算定した金額とする。
ケビン1棟の使用料=6,500円+(600円×利用人数)

1	地域 の 所在 ・ 地積 及び 災害 前後 の 状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美 瑛 町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.92</td> <td style="text-align: center;">0.92</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.92</td> <td style="text-align: center;">0.92</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町		0.92	0.92		計		0.92	0.92	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町		0.92	0.92														
計		0.92	0.92														
2	一 般 工 事 計 画 書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 15%;">機 能</th> <th style="width: 15%;">管 理 者</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 100px;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	畑	A=0.92ha	排土工 運搬盛土	畑	A=0.92ha L=2.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年 3月 1日		
				完了	平成30年 8月 1日		
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 2,451,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 2,451,000	円 1,225,500	円 0	円 1,225,500	
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域 の 所在 ・ 地積 及び 災害 前後 の 状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美 瑛 町</td> <td style="text-align: center;">0.68</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.68</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">0.68</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.68</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.68		0.68		計	0.68		0.68	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町	0.68		0.68														
計	0.68		0.68														
2	一般 工事 計画 書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、整土工、運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 15%;">機 能</th> <th style="width: 15%;">管 理 者</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 100px;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	田	A=0.68ha	排土工 整地工 運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.45ha A=0.23ha A=24m ² L=31.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年	3月1日	
				完了	平成30年	8月1日	
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 2,817,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 2,817,000	円 1,408,500	円 0	円 1,408,500	
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.66</td> <td style="text-align: center;">0.66</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.66</td> <td style="text-align: center;">0.66</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町		0.66	0.66		計		0.66	0.66	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町		0.66	0.66														
計		0.66	0.66														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3	主要 工事 計画	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
		畑	A=0.66ha	排土工 運搬盛土 運搬盛土	畑	A=0.49ha A=0.17ha L=8.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期					着手	平成29年 3月 1日		
					完了	平成30年 8月 1日		
5	事業 費	工種名	事業費		負担区分			備考
			費目	金額	国	道	地元	
		畑	本工事	円 2,773,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 2,773,000	円 1,386,500	円 0	円 1,386,500		
6	事業 効果	農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面			別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.95</td> <td style="text-align: center;">1.95</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">1.95</td> <td style="text-align: center;">1.95</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町		1.95	1.95		計		1.95	1.95	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町		1.95	1.95														
計		1.95	1.95														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、整地工、運搬盛土により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(この表は空欄です)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(この表は空欄です)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(この表は空欄です)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	畑	A=1.95ha	排土工 整地工 運搬盛土 運搬盛土	畑	A=1.56ha A=0.35ha A=1.13ha L=8.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年	3月 1日	
				完了	平成30年	8月 1日	
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 10,043,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
計		円 10,043,000	円 5,021,500	円 0	円 5,021,500		
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1 地域の所在・地積及び災害前後の状況	(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛																					
	(2) 地 積 (単位：h a)																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">現況地目 市町村名</th> <th style="text-align: center;">田</th> <th style="text-align: center;">畑</th> <th style="text-align: center;">計</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美 瑛 町</td> <td style="text-align: center;">0.65</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.65</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">0.65</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.65</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.65		0.65		計	0.65		0.65							
	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考																	
美 瑛 町	0.65		0.65																			
計	0.65		0.65																			
(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日																						
(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。																						
2 一般工事計画書	(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。																					
	(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。																					
	(3) 原施設の概要																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目 施設名</th> <th style="text-align: center;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="text-align: center;">構 造</th> <th style="text-align: center;">規 模</th> <th style="text-align: center;">機 能</th> <th style="text-align: center;">管 理 者</th> <th style="text-align: center;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)													
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考																
(This table is currently empty)																						

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	田	A=0.65ha	排土工 運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.65ha A=38m ² L=29.5m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年 3月 1日		
				完了	平成30年 8月 1日		
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 6,010,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 6,010,000	円 3,005,000	円 0	円 3,005,000	
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美 瑛 町</td> <td style="text-align: center;">0.21</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.21</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">0.21</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.21</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.21		0.21		計	0.21		0.21	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考												
美 瑛 町	0.21		0.21													
計	0.21		0.21													
2	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、整土工、運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center; height: 100px;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考										
(This table is currently empty)																

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	田	A=0.21ha	排土工 整地工 運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.17ha A=0.04ha A=14m ² L=19.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年	3月 1日	
				完了	平成30年	8月 1日	
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 1,341,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 1,341,000	円 670,500	円 0	円 670,500	
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美 瑛 町</td> <td style="text-align: center;">0.64</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.64</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">0.64</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.64</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.64		0.64		計	0.64		0.64	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町	0.64		0.64														
計	0.64		0.64														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、整土工、運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 15%;">機 能</th> <th style="width: 15%;">管 理 者</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	田	A=0.64ha	排土工 整地工 運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.59ha A=0.01ha A=0.04ha L=132.1m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年 3月 1日		
				完了	平成30年 8月 1日		
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 3,552,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 3,552,000	円 1,776,000	円 0	円 1,776,000	
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位: ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td></td> <td>0.22</td> <td>0.22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>0.22</td> <td>0.22</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日~23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町		0.22	0.22		計		0.22	0.22	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町		0.22	0.22														
計		0.22	0.22														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 100px;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3 主要 工事 計画	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	畑	A=0.22ha	排土工 運搬盛土 運搬盛土	畑	A=0.10ha A=0.12ha L=24.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手 平成29年 3月 1日 完了 平成30年 8月 1日			
5 事 業 費	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 1,473,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 1,473,000	円 736,500	円 0	円 736,500	
6 事 業 効 果	農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">美 瑛 町</td> <td style="text-align: center;">0.26</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.26</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">0.26</td> <td></td> <td style="text-align: center;">0.26</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.26		0.26		計	0.26		0.26	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町	0.26		0.26														
計	0.26		0.26														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(この表は空欄です)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(この表は空欄です)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(この表は空欄です)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	田	A=0.26ha	排土工 運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.07ha A=0.19ha L=202.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年 3月 1日		
				完了	平成30年 8月 1日		
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 3,949,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 3,949,000	円 1,974,500	円 0	円 1,974,500	
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位: ha)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td>0.53</td> <td></td> <td>0.53</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0.53</td> <td></td> <td>0.53</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.53		0.53		計	0.53		0.53	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町	0.53		0.53														
計	0.53		0.53														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、整地工、運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 20%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 100px;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3 主要 工事 計画	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	田	A=0.53ha	排土工 整地工 運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.40ha A=0.13ha A=27m ² L=138.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年	3月1日	
				完了	平成30年	8月1日	
5 事 業 費	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 2,976,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 2,976,000	円 1,488,000	円 0	円 1,488,000	
6 事 業 効 果	農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 35%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td>0.08</td> <td></td> <td>0.08</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0.08</td> <td></td> <td>0.08</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.08		0.08		計	0.08		0.08	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町	0.08		0.08														
計	0.08		0.08														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 15%;">機 能</th> <th style="width: 15%;">管 理 者</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 100px;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
	田	A=0.08ha	運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.08ha L=109.5m		
4 工事の着手及び完了の予定時期				着手	平成29年 3月 1日		
				完了	平成30年 8月 1日		
5	工種名	事業費		負担区分			備考
		費目	金額	国	道	地元	
	畑	本工事	円 1,624,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 1,624,000	円 812,000	円 0	円 812,000	
6	事業効果 農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面		別紙のとおり				

1	地域の所在・地積及び災害前後の状況	<p>(1) 地域の住所 上川郡美瑛町字置杵牛</p> <p>(2) 地 積 (単位：h a)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">現況地目 市町村名</th> <th style="width: 15%;">田</th> <th style="width: 15%;">畑</th> <th style="width: 15%;">計</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>美 瑛 町</td> <td>0.14</td> <td></td> <td>0.14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>0.14</td> <td></td> <td>0.14</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 災害名及び被災年月日 8月台風9号災害 平成28年8月22日～23日</p> <p>(4) 災害前後の状況 農地の土砂堆積及び耕土・土砂流失の被害により来年の耕作に影響が生じている。</p>	現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考	美 瑛 町	0.14		0.14		計	0.14		0.14	
現況地目 市町村名	田	畑	計	備 考													
美 瑛 町	0.14		0.14														
計	0.14		0.14														
2	一般工事計画書	<p>(1) 復旧工事計画の要旨 被災した農地の排土工、運搬盛土、畦畔築立工により復旧する。</p> <p>(2) 被災地域の営農状況の概要 本地域は畑作が主体であり、畑地帯として営農している。</p> <p>(3) 原施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目 施設名</th> <th style="width: 15%;">新設(更新) 年度・事業名</th> <th style="width: 15%;">構 造</th> <th style="width: 15%;">規 模</th> <th style="width: 10%;">機 能</th> <th style="width: 10%;">管 理 者</th> <th style="width: 20%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="7" style="height: 100px;">(This table is currently empty)</td> </tr> </tbody> </table>	項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考	(This table is currently empty)							
項目 施設名	新設(更新) 年度・事業名	構 造	規 模	機 能	管 理 者	備 考											
(This table is currently empty)																	

3	主要 工事 計画	工種名	事業量	構造	規模	機能	備考	
		田	A=0.14ha	排土工 運搬盛土 畦畔築立工	田	A=0.02ha A=0.12ha L=178.0m		
4 工事の着手及び完了の予定時期					着手	平成29年 3月 1日		
					完了	平成30年 8月 1日		
5	事業 費	工種名	事業費		負担区分			備考
			費目	金額	国	道	地元	
		畑	本工事	円 3,476,000	(負担率 50%)	(負担率 %)	(負担率 50%)	
	計		円 3,476,000	円 1,738,000	円 0	円 1,738,000		
6	事業 効果	農地の復旧を急速に行うことにより、営農計画への影響を最大限に止め、農業の経営と安定を図ることができる。						
7	現況図・計画図 その他関係図面			別紙のとおり				

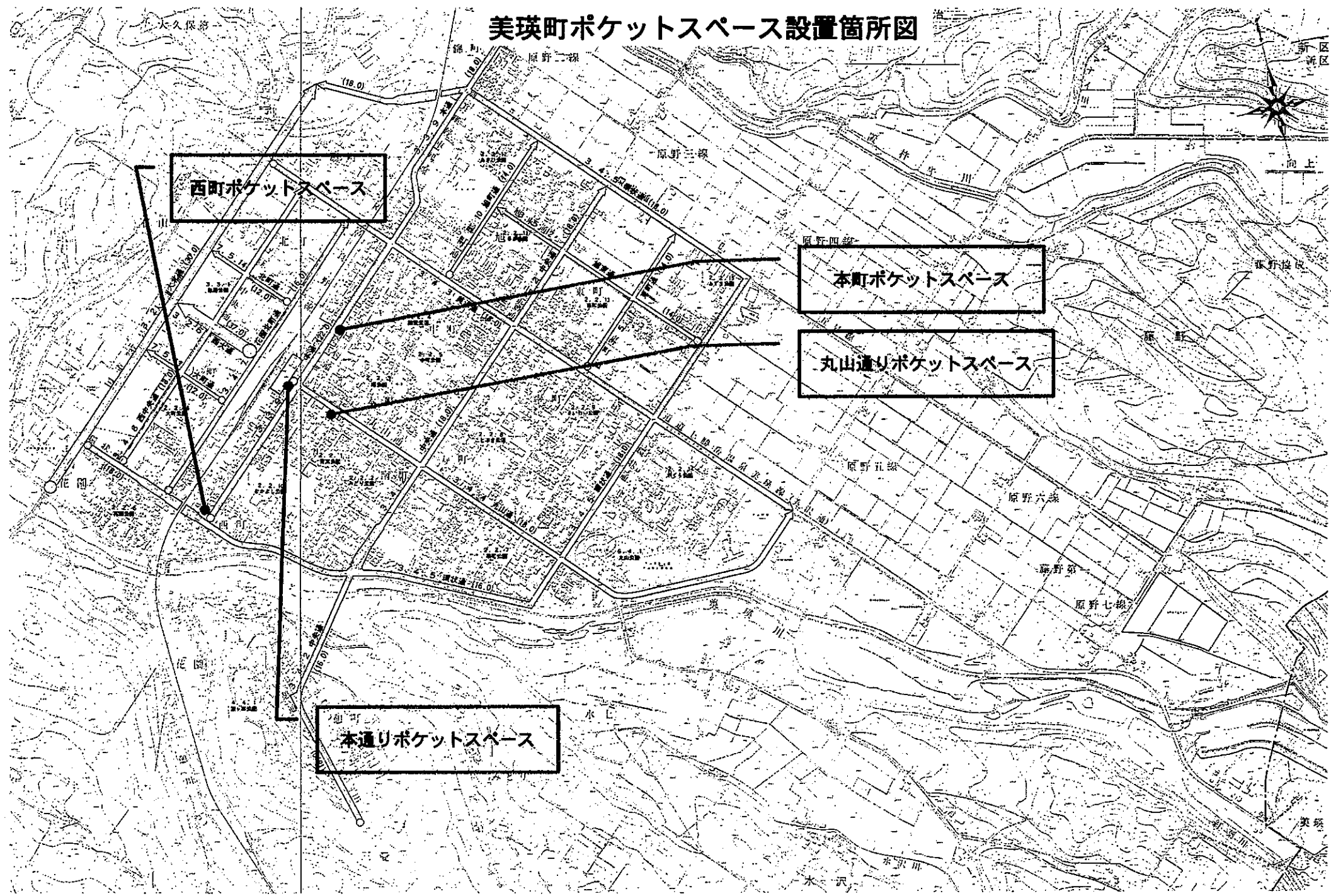
美瑛町ポケットスペース設置箇所図

西町ポケットスペース

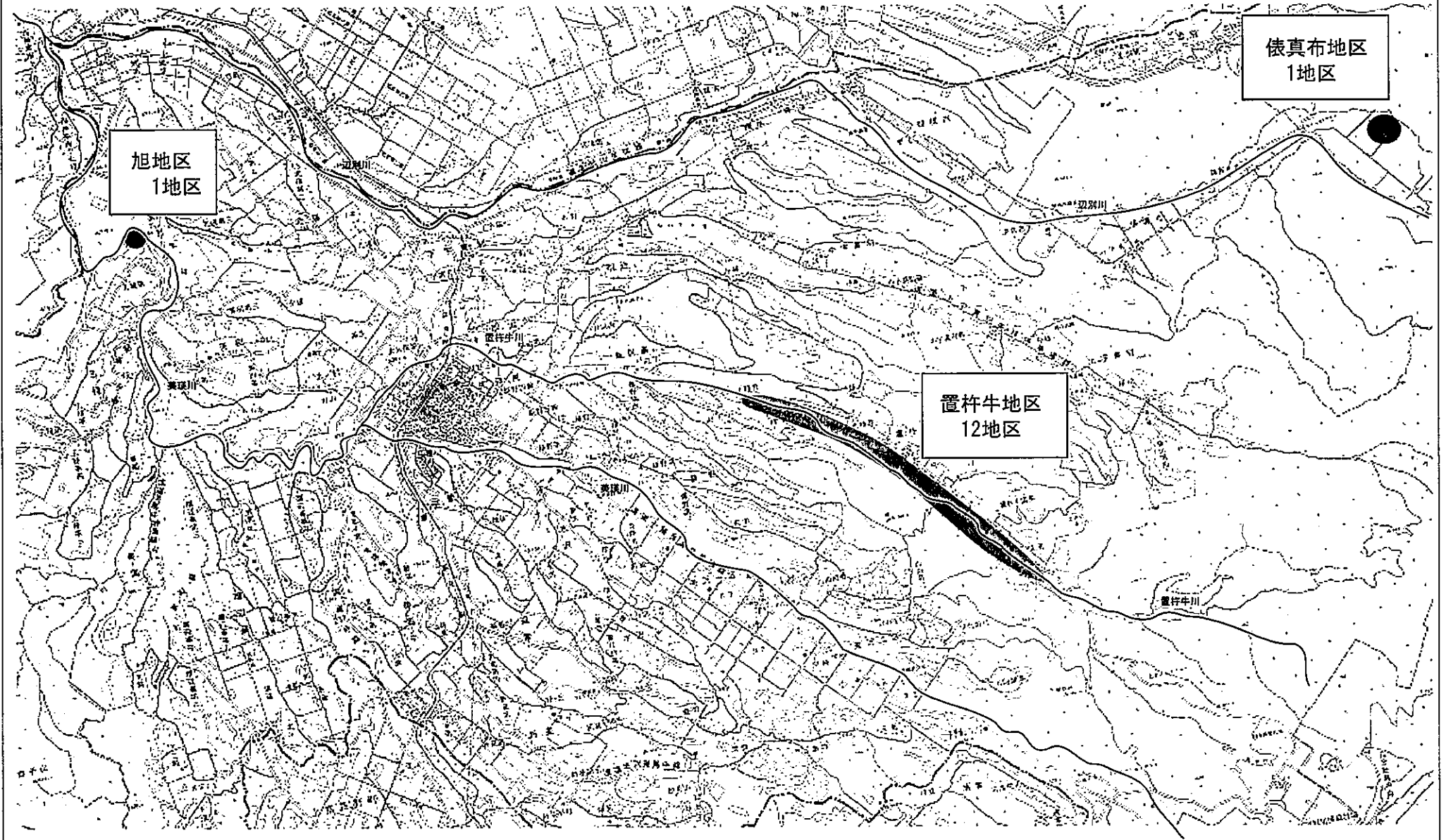
本町ポケットスペース

丸山通りポケットスペース

本通りポケットスペース



団体営災害復旧事業緊急工事箇所図



旭地区
1地区

依真布地区
1地区

置杵牛地区
12地区